



10月といえば、近年では、欠かすことのできないイベントとして成長しつつある**ハロウィン**ですが、起源は、古代ケルト人が行っていた秋の収穫祭や悪魔祓いの儀式だそうです。

ハロウィンになると、飾られるかぼちゃのお化け。その名は「ジャック・オー・ランタン」。ランタンをもっているジャックという意味です。

ハロウィンといえば、**かぼちゃ**では？？と思いますが、本来は**カブ**だったそうです。

アメリカにハロウィンが伝わったときに、**カブ**の代わりに**かぼちゃ**が使われるようになったのだとか。

アメリカでは、**かぼちゃ**が多く収穫できるため入手しやすかったこと、ランタンに加工しやすかったことなどがその理由だそうです。つまり、いま広まっているのは、このアメリカ式のハロウィンというわけですね。



「貸倒損失」のキホン・実務上の留意点

貸倒損失の損金算入時期の検証は、会社の決算書にインパクトを与えるので、とても重要です。

貸倒損失の計上時期は、「その全額が回収不能であることが客観的に明らかであること」が必要です。

それでは、どんなときに貸倒損失を計上できるのでしょうか？

法律の規定による貸倒れに関する計上

金銭債権について会社更生法等の事実が発生し切り捨てられることが決定した場合、その時点で金銭債権が消滅したことになるので、発生した事業年度において、強制的に損金算入されます。

この場合は、会社がなくなってしまうのでわかりやすいですね。

事実上回収不能の金銭債権の処理

実務的にあいまいなのは、債権者債務者の資産状況、支払能力等からみて全額が回収不能であることが明らかになった場合です。

この場合、当該事業年度において損金経理を行ない、損金算入することができますが、

『全額が回収不能であることが明らかになった場合』とはどのような場合なのでしょう？

たとえば、金銭債権について担保物がある時は、その担保物を処分した後でなければ、

貸し倒れとして損金経理することはできません。この債権に付随している担保物の

処分・保証人への請求をした上で、回収可能性を判断することになります。このため単純にその債権が回収不能となっただけでは貸倒損失の計上は認められません。

一定期間取引がない場合の貸倒処理

対象になる金銭債権は、営業活動により生じた売掛金や未収入金に限られます。

したがって、たまたま行なわれた固定資産の譲渡による未収入金、貸付金や未収利息などは対象になりません。

一定期間の後、取引がなく弁済がない場合の貸倒損失については、以下の①②の要件を満たした時に「1円」の備忘記録を残した残額を貸し倒れとして、損金経理することが認められます。

①債務者との取引を停止した時以後**1年以上経過**した場合（ここでいう「取引の停止」は、その債務者の資産状況、支払能力等からみて、その全額が回収できないことが明確な状況であるか否かを判断して処理されます。このため担保物のある場合は除かれます）

②その売掛債権の総額が、その取立てのために要する旅費等といった回収のための**費用に満たない**場合で、その債務者に対し支払を督促したにもかかわらず、弁済がないとき

»»» 貸倒損失の計上は、判断に迷うことが多いので、ぜひ、該当する債権かなと思われたらご相談ください。



「相続・贈与のQ & A」

Q. 親の土地に新居を建築しましたが、この場合、贈与税はかかりますか？

土地の貸し借りが行われると通常、地代が発生し、さらに地代の他に権利金などの一時金を借地権設定の報酬として支払うことになります。

ところが、親の土地に子どもが家を建て、無償で土地を借りる場合は、「土地の使用貸借」といい、土地を使用する権利については、税務上は、ゼロとして取り扱われるので、子どもに借地権相当額の**贈与税が課税されることはありません**。しかし、相続の時には相続税の対象となり、他人に賃貸している土地ではなく、自分が使っている土地として評価されます。つまり、貸宅地としての評価ではなく更地としての評価額となります。

Q. 遺言書で全財産を孫に渡したいと思いますが、できますか？

兄弟姉妹を除く法定相続人には、遺留分を受け取る権利があり、遺留分を侵害する内容の遺言書が残されていた場合、その分を取り戻すことができます。

そのため、「孫にすべての財産を残す」という遺言を残しても、**孫が他の相続人から遺留分の請求を受けたら全財産を受け取ることはできません**。

また、孫への相続では、配偶者や一親等の血族に掛かる相続税に2割分が加算されることも踏まえて財産分けをする必要があります。



知っとこ! 「税務のマメ知識」

【相続税の調査】

国税庁の過去の調査の報告書から、調査は発生から2年以上経過した相続を対象としていることがわかります。つまり、平成 27 年に発生した相続は、今年 7 月から来年 6 月に本格的に調査されることとなります。

調査で問題になる財産に**現金・預金**があります。



「名義預金」と言って口座名義人と実際の管理・所有者が異なる口座があるかどうかポイントとなります。

被相続人の配偶者や子ども、孫などの名前で作られた口座でも、被相続人が生前に通帳を管理し、名義人のあずかり知らない状況で出入金をしていただければ、その預貯金は名義預金と認定され相続税の課税対象となります。

調査官は、税務調査の際に、葬式の芳名帳、香典帳、日記帳などに金融機関の関係者の名前がないかなどチェックします。金融機関名入りのカレンダーやタオル、メモまで、チェックされます。

調査に関する連絡は、基本的には顧問税理士に届きます。ただ相続税申告を税理士に委託されなかった場合は相続人の皆様に直接連絡がきます。

いずれの場合も、税務署が提示する調査日時に合わせる必要はなく、税理士や他の相続人と話し合ったうえで、日程を決めると良いでしょう。



10月の運勢

おひつじ座

「貯金する」という宣言がお金を引き寄せます。運気を高めるためには、身体を動かすことが大切。

おうし座

やらなければならぬことは、後回しにせず、前倒しで済ませておくのが、お勧めです。

てんびん座

人が集まる場所には、積極的に足を運び、人からのお誘いは積極的に応じてみましょう。

さそり座

難しい問題が解決したり、予想外の出来事が展開されるような良い運気です。

ふたご座

様々なタイプの人たちと出会い、刺激的な情報が得られるでしょう。多くの有意義な出会いに恵まれ幸運な月です。

いて座

思い切って、新しいことを始めると、運気ので乗り越えられそう。

かに座

小さな良いことが積み重なって、前向きになれる運気です。月の後半は、少し贅沢をしてみてください。

やぎ座

自分のことを優先して。休息もしっかりとり、次のチャンスに備えましょう。

しし座

家族との関係を深めるのに良い月です。家族と一緒に過ごす時間を多くもって絆を深めて。

みずがめ座

以前失敗したことに再チャレンジがオススメ。克服でき、結果が得られそう。

おとめ座

分相応の生活を心掛ければ、経済的にも精神的にも余裕ができ、ゆったりと過ごせるでしょう。何事も中庸を守って吉。

うお座

対人運がとても良い月で、仲間が増えそう。急な出費がありそうなので、突然に備えて。

優経税理士法人

(経済産業省認定) 経営革新等支援機関

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48 TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に

お問い合わせください。

スタッフ一同、心よりお待ちしております。